

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 解約返戻金のない定期保険の取扱い

Q : 解約返戻金のない長期平準型の定期保険の取扱いが明らかにされたそうですが、どのように取り扱うのでしょうか。

A : 支払保険料は期間の経過に応じて損金に算入することになります。

【解説】

国税庁はこのほど、解約返戻金のない長期平準型の定期保険の取扱いを公表しました。

一定の要件を満たす長期平準定期保険の保険料については、保険期間の60%に相当する期間に支払う保険料の2分の1相当額を前払保険料等として資産計上することとされています。この通達が定められた当時は、解約返戻金を設定したタイプの長期平準型定期保険しか存在しませんでした。

ところが最近では、保険期間中も保険期間満了時も一切解約返戻金を支払わない代わりに、保険料を低く抑えるタイプの長期平準型定期保険が販売されています。この新しいタイプの長期平準型定期保険の中にも、加入年齢によっては、通達に定められている長期平準定期保険の要件に該当するものがあります。

しかし、国税庁では、解約返戻金のない長期平準型の定期保険は、保険期間中や保険期間満了時等、返戻金が支払われる場面が一切ないことに着目、従来の長期平準型定期保険の取扱いはこのような解約返戻金は一切ないものを対象とする趣旨ではないとし、定期保険の原則的な取扱いを適用、支払保険料を期間の経過に応じて損金に算入することを認めています。

